

電気供給業の収入金額所得金額に関する計算書				管理番号	
事業年度		：	：	法人名	
項目	総額	電気供給業		その他の事業	
		小売電気事業等 発電事業等	左以外の 電気供給業		
売上(収入)金額 ①	円 A	円 a	円 b	円 c	
売上 (収入) 原価	期首商品等たな卸高 ②				
	当期商品仕入高(製品製造原価) ③				
	期末商品等たな卸高 ④				
	②+③-④ ⑤				
①-⑤ 売上総利益 ⑥					
販売費・一般 管理費(営業)	専属 ⑦				
	共通 ⑧				
	計 ⑨				
営業外 及び特別利益	専属 ⑩				
	共通 ⑪				
	計 ⑫				
営業外 及び特別損失	専属 ⑬				
	共通 ⑭				
	計 ⑮				
法人税等充当額 ⑯					
会社経常利益 ⑥-⑨+⑫-⑮-⑯ ⑰					
法人税の 申告調整	加算	専属 ⑱			
		共通 ⑲			
		計 ⑳			
	減算	専属 ㉑			
		共通 ㉒			
		計 ㉓			
法72条の23第2項等 ㉔					
所得金額又は個別所得金額 ⑰+⑳-㉓±㉔ ㉕					
繰越欠損金の 当期控除額 ㉖					
所得金額又は個別所得金額 差引計 ㉗ ㉕-㉖	A'	a'	b'	c'	
備考					

専 属 、 共 通 損 益 計 算 書

項 目	総 額	専 属 損 益			共 通 損 益
		電 気 供 給 業		そ の 他 の 事 業	
		小 売 電 気 事 業 等 発 電 事 業 等	左 以 外 の 電 気 供 給 業		
	円	円	円	円	円
販売費・一般管理費（営業費）①					
小 計 共通損益配賦 計					
び営業 特別外 利益 ②及					
小 計 共通損益配賦 計					
び営業 特別外 損失 ③及					
小 計 共通損益配賦 計					
法人税の申告調整④	加				
	減				
小 計 共通損益配賦 計					

電気供給業の収入金額・所得金額に関する計算書の記載要領

- 1 この計算書は、電気供給業（発電事業等又は小売事業等（※）を除く）とその他の事業を併せて行っている場合又は電気供給業のうち、発電事業等又は小売事業等とその他の電気供給業を併せて行っている場合で、電気供給業に係る所得又はその他の事業に係る所得に関する経理をそれぞれ区分して行われている場合に使用するものです。
なお、電気供給業（発電事業等又は小売事業等）のみ行っている場合は、本計算書の作成は不要です。
 - 2 ①～⑤の欄は、電気供給業及びその他の事業ごとに損益計算書等から転記してください。
 - 3 ⑦～⑮の欄は、「専属、共通損益計算書（直法様式第14号の2付表）」の①～③各計欄の金額を転記してください。
 - 4 ⑯の欄は、総額を電気供給業及びその他の事業の売上（収入）金額等妥当な基準によりあん分して計算してください。
 - 5 ⑰～⑳⑳の欄は、「専属、共通損益計算書（直法様式第14号の2付表）」の④各計欄の金額を転記してください。
 - 6 電気供給業のうち、地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行い、同号口に該当する法人にあっては㉑の欄(a')及び(c')の金額が、それ以外の法人にあっては㉑の欄(c')の金額が、課税対象となる所得金額となります。
- ※ 地方税法第72条の2第1項第3号に定める「発電事業等」「小売電気事業等」をいい、電気事業法に基づくもののほか、他の需要に応じ電気を供給する事業を含みます。

専属、共通損益計算書の記載要領（付表）

- 1 専属損益については、各項目総額について損益計算書、法人税の申告書別表4等から転記し、更にこの金額を電気供給業及びその他の事業の専属損益に区分し、該当欄に記載し、その合計を「小計」欄に記載してください。
- 2 共通損益については、各項目の総額から専属損益を控除して共通損益を項目ごとに算出してください。その合計を「小計」欄に記載した上で、これを各部門の売上(収入)金額等妥当な基準(電気供給業はa/A、その他の事業はb/A)により電気供給業及びその他の事業にあん分し、その結果を専属損益のそれぞれの部門の「共通損益配賦」欄に記載してください。
- 3 「計」欄は、「小計」と「共通損益配賦」を合計した金額を記載してください。(共通損益欄は記載不要。)